

さいたま市水道局建設工事等請負業者入札参加停止要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道局が発注する建設工事及び施設修繕の請負、建設工事に伴う業務委託（以下「建設工事等」という。）の契約の適正な履行を確保するため、さいたま市水道局競争入札参加資格に関する審査を受け、建設工事等に係る資格者名簿に登載された者（以下「有資格業者」という。）、その使用人又は下請負人が虚偽記載、工事事務、粗雑工事、贈賄（法人を処罰する旨の法律の規定がない場合にあつては、法人の役員等がした贈賄をいう。）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反する行為、談合等を起こした場合の一般競争入札及び指名競争入札への参加の停止等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加停止)

第2条 水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、有資格業者、その使用人又は下請負人がした行為が別表第1又は別表第2（以下「別表」という。）の措置要件の欄の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当したときは、その情状に応じて当該措置要件について別表に規定する期間の範囲内において、当該有資格業者について、入札参加停止の措置を行うものとする。ただし、さいたま市長が同一事由により、入札参加停止を行った場合は、その措置に準じるものとする。

2 前項の場合において、当該入札参加停止に係る有資格業者を指名競争入札において現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する入札参加停止)

第3条 管理者は、前条の規定により入札参加停止の措置を行う場合において、当該入札参加停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、当該元請負人に対して行う入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止の措置を併せ行うものとする。

2 管理者は、前条の規定により共同企業体について入札参加停止の措置を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該入札参加停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体に対して行う入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止の措置を併せ行うものとする。

3 管理者は、前条又は前2項の規定による入札参加停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該有資格業者に対して行う入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止の措置を行うものとする。

(入札参加停止期間の特例)

第4条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当することとなった場合における入札参加停止の期間は、当該措置要件ごとに別表に規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ入札参加停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止期間の短期は、当該措置要件について別表に規定する期間の短期の2倍の期間とする。

(1) 別表第2第1号又は第2号の措置要件に係る入札参加停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、同表第1号又は第2号の措置要件に該当することとなった基となる事実があったとき又は行為が行われたとき。

(2) 別表第2第3号又は第4号の措置要件に係る入札参加停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、同表第3号又は第4号の措置要件に該当することとなった基となる事実があったとき又は行為が行われたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、別表各号の入札参加停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、それぞれ別表各号の措置要件のいずれかに該当することとなった基となる事実があったとき又は行為が行われたとき。

(4) さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）の別表各号の措置要件に係る入札参加除外の期間中又は当該期間の満了後5年を経過する

までの間に、別表第2各号の措置要件のいずれかに該当することとなった基となる事実があったとき又は行為が行われたとき。

- 3 管理者は、有資格業者について情状酌量すべき特別の理由があるため、別表に規定する期間又は前2項の規定による入札参加停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、別表又は前2項の規定にかかわらず、入札参加停止の期間の短期を別表又は前2項に規定する期間の短期の2分の1の期間まで短縮することができる。
- 4 管理者は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表に規定する期間又は第1項若しくは第2項の規定による入札参加停止の期間の長期を超える入札参加停止の期間を定める必要があるときは、別表又は第1項若しくは第2項の規定にかかわらず、入札参加停止の期間の長期を別表又は第1項若しくは第2項に規定する期間の長期の2倍の期間まで延長することができる。ただし、当該入札参加停止期間は、36月を超えることができない。
- 5 管理者は、入札参加停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の理由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表又は前各項に規定する期間の範囲内で入札参加停止の期間を変更することができる。
- 6 管理者は、入札参加停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったときは、当該有資格業者について入札参加停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加停止の期間の特例)

第5条 管理者は、第2条の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより入札参加停止を行う際に、有資格業者が独占禁止法違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、別表又は前条第2項に規定する期間に入札参加停止の期間を加算するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は本市の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第3号ア又は第4号アに該当したとき。
- (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第3号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。
- (3) 本市又は他の公共機関の職員が、公契約関係競売等妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定するものをいう。以下同じ。)若しくは談合(同条第2項に規定するものをいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第4号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。
- (4) 別表第2第3号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3第1項から第3項までの規定の適用があったとき。

(入札参加停止等の通知)

第6条 管理者は、第2条又は第3条の規定により入札参加停止の措置を行ったときは入札参加停止通知書(様式第1号)により、第4条第5項の規定により入札参加停止の期間を変更したときは入札参加停止期間変更通知書(様式第2号)により、第4条第6項の規定により入札参加停止を解除したときは入札参加停止解除通知書(様式第3号)により当該有資格業者に対し、遅滞なく通知するものとする。ただし、さいたま市長が同一事由により、既に通知している場合及び管理者が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

- 2 管理者は、前項の規定により入札参加停止の通知をする場合において、当該入札参加停止の事由が水道局の発注した建設工事等に係るものであるときは、改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 管理者は、入札参加停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方とすることができない。ただし、管理者がやむを得ない理由があるとき、この限りでない。

(下請等の禁止)

第8条 入札参加停止の期間中の有資格業者は、水道局発注の建設工事等を下請し、又は受託することができない。

(入札参加停止に至らない事由に関する措置)

第9条 管理者は、有資格業者に対し、別表第3各号に掲げる措置用件のいずれかに該当するときは、当該有資格業者について、文書により警告の措置を行うことができる。

(入札参加停止等の公表)

第10条 管理者は、第2条又は第3条の規定により入札参加停止の措置を行ったときは、当該有資格業者の商号又は名称、所在地、期間及び理由を公表するものとする。第4条第5項の規定により入札参加停止の期間を変更したとき又は第4条第6項の規定により入札参加停止を解除したときも同様とする。

(その他)

第11条 この要綱に関し必要な事項は、別に定める。

附 記

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年5月1日から実施する。

(岩槻市の編入に伴う経過措置)

2 岩槻市の編入の日前に、編入前の岩槻市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成13年岩槻市制定）の規定によりなされた指名停止等の措置については、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 記

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 記

この要綱は、平成15年11月20日から実施する。

附 記

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 記

この要綱は、平成17年7月1日から実施し、6月1日から適用する。

附 記

この要綱は、平成18年11月1日から実施する。

附 記

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の別表第2第10号の規定は、この要綱の実施の日以後の事実又は行為に係る警告について適用し、同日前の事実又は行為に係る警告については、なお従前の例による。

附 記

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 記

この要綱は、平成20年10月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行日前に指名停止の措置を受けたものについては、この要綱の相当規定により、入札参加停止を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成23年8月22日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月20日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

虚偽記載等に対する措置基準

区分	措置要件	期間
虚偽記載	1 水道局の発注する建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札において、一般競争入札の参加申請に関する提出書類、入札参加資格審査申請書その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	入札参加停止を決定した日から1月以上6月以内
粗雑工事等	2 水道局と締結した契約に係る建設工事等（以下「水道局発注工事等」という。）の施工等に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。	入札参加停止を決定した日から1月以上6月以内
	3 埼玉県内における建設工事等で前号に掲げるもの以外のもの（以下「一般工事等」という。）の施工等に当たり、過失により建設工事等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	入札参加停止を決定した日から1月以上3月以内
契約違反	4 第2号に掲げる場合のほか、水道局発注工事等の施工等に当たり、契約に違反し、かつ、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	入札参加停止を決定した日から1月以上6月以内
公衆損害事故	5 水道局発注工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。	入札参加停止を決定した日から1月以上9月以内
	6 埼玉県内における一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	入札参加停止を決定した日から1月以上6月以内
工事関係者事故	7 水道局発注工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、建設工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	入札参加停止を決定した日から1月以上6月以内
	8 埼玉県内における一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、建設工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	入札参加停止を決定した日から1月以上3月以内

別表第2（第2条関係）

贈賄その他不正行為に対する措置基準

区分	措置要件	期間
贈賄	<p>1 次のア、イ又はウに掲げる者が市の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>イ 有資格業者である法人の役員又は有資格業者の支店若しくは営業所（常時建設工事等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>入札参加停止を決定した日から</p> <p>1 2月以上2 4月以内</p> <p>9月以上2 4月以内</p> <p>6月以上2 4月以内</p>
	<p>2 次のア、イ又はウに掲げる者が市以外の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>入札参加停止を決定した日から</p> <p>9月以上1 8月以内</p> <p>6月以上1 2月以内</p> <p>4月以上9月以内</p>
独占禁止法違反行為	<p>3 次の場合において、独占禁止法第3条又は第8条第1号若しくは第19条の規定に違反し、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>ア 水道局発注工事等である場合</p> <p>イ ア以外の場合</p>	<p>入札参加停止を決定した日から</p> <p>1 2月以上2 4月以内</p> <p>4月以上1 8月以内</p>
公契約関係競売等妨害又は談合	<p>4 次の場合において、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が公契約関係競売等妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 水道局発注工事等である場合</p> <p>イ ア以外の場合</p>	<p>入札参加停止を決定した日から</p> <p>1 2月以上2 4月以内</p> <p>4月以上1 8月以内</p>

建設業法違反	5 次の場合において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、かつ、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ア 水道局発注工事等である場合 イ ア以外の場合	入札参加停止を決定した日から 3月以上12月以内 1月以上12月以内
不正又は不誠実行為	6 別表第1の措置要件の欄の各号及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	入札参加停止を決定した日から1月以上12月以内
	7 別表第1の措置要件の欄の各号及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	入札参加停止を決定した日から1月以上12月以内
報告義務違反	8 水道局発注工事等において、受注者が暴力団等の不当介入を受けた場合の発注者への報告義務に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	入札参加停止を決定した日から 1月以上2月以内
度重なる警告	9 別表第3の各号に該当したことにより、第9条の警告を受けた日から1年以内に同種の警告を再び受けたとき。	入札参加停止を決定した日から 1月以上3月以内
	10 別表第3の各号に該当したことにより、第9条の警告を3年間に2回以上受けたとき。 ア 別表第3第2号に該当する行為が含まれる場合 イ ア以外の場合	入札参加停止を決定した日から 2月以上4月以内 1月以上3月以内

別表第3（第9条関係）

措置要件
1 別表第1各号及び別表第2第1号から第8号までの措置要件に該当するが、入札参加停止の措置を行わない場合において、必要があると認められるとき。
2 代表役員等、一般役員等、使用人又は代理人が暴行、威圧、虚偽による言動その他の不当な手段を用いて、市の職員に対して指名、元請業者に対する指導・あっせん、許認可、営業補償等金銭の交付、機関誌の購読その他の要求を行ったとき。
3 水道局発注工事等の施工等に当たり、監督職員等から何度も手直し若しくは是正指導を受け、又は指示に従わない等、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。

第 号
年 月 日

様

さいたま市水道事業管理者

印

入札参加停止通知書

さいたま市水道局建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づき、下記のとおり入札参加を停止することとしたので通知します。

記

1 入札参加停止の期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 入札参加停止の理由

第 号
年 月 日

様

さいたま市水道事業管理者

印

入札参加停止期間変更通知書

年 月 日付け 第 号で通知した入札参加停止を下記のとおり変更したので通知します。

記

1 変更前の入札参加停止の期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 変更後の入札参加停止の期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 変更の理由

第 号
年 月 日

様

さいたま市水道事業管理者

印

入札参加停止解除通知書

年 月 日付け 第 号で通知した入札参加停止を下記のとおり解除したので通知します。

記

1 入札参加停止解除日 年 月 日